

# シニア世代活躍促進事業実施要領

平成 27 年 4 月 1 日部長決定  
平成 28 年 4 月 1 日一部改正  
平成 30 年 5 月 28 日一部改正  
平成 31 年 4 月 1 日一部改正  
令和 4 年 4 月 1 日一部改正  
令和 7 年 4 月 1 日一部改正  
令和 8 年 4 月 1 日一部改正

## 1 目的

様々な場面で現に活躍し、また、今後活躍したいと考えているシニア世代の育成及び社会参画・社会貢献活動の支援を目的とする。

## 2 事業内容

### ①シニア就労支援セミナー

シニア世代に対し、雇用就業や創業起業への動機付けを図るセミナーを実施する。

### ②シニアの絵本読み聞かせ講座

専門研究団体の協力により、絵本読み聞かせに関する発声方法、選書、感情表現等の練習を行う。また、受講後の活動支援も行い、絵本を通じたシニア世代の社会貢献活動を推進する。

### ③シニア社会参画・社会貢献ニュース

シニア世代が定年退職後もスムーズに地域社会で活躍することができるよう、シニア世代に向けたニュースを発行し、意識啓発を目的に様々な情報提供を行う。

### ④就労支援等連絡協議会

シニア世代の雇用就業や生きがい就労の促進のため、公益社団法人板橋区シルバー人材センター及び社会福祉法人板橋区社会福祉協議会を中心とした連絡協議会を設置する。

### ⑤シニア世代活動支援プロジェクト

元気なシニア世代に対する健康づくり、生涯学習、社会貢献、就業等に関する施策を庁内横断的に取りまとめ情報発信することにより、総合的な支援を図る。

### ⑥シニア世代地域入門体験講座

シニア世代に対し、ボランティア、NPO等の社会参加活動の意義を啓発し、実践に至るよう支援する。グループ討議等を行うことにより、受講者間のコミュニケーションを図り、実習・体験・作業等を取り入れ、実践的な内容とする。

## 3 実施回数・場所・定員・数量・受講料等

別表 1 のとおり

## 4 本事業の対象者

原則として、定年退職期前後の中高齢者で区内在住・在勤者を対象とする。なお、本事業に係る講座の受講対象者については、自力で受講可能な方を条件に加えることとする。

## 5 受講の募集方法及び決定

広報いたばしや区ホームページ等で周知し、はがき、ファックス、電子メール等、各事業により指定した方法による申し込みとする。定員を超えた場合は抽選により受講者を決定する。受講の可否は、応募方法に応じた通信手段により通知し、受講決定者には受講初日に当該受講決定通知を持参させるものとする。

## 6 受講料の負担

受講料については、コース毎に講師謝礼を定員で割り、さらに高齢者対象講座のため2分の1に減額し算出する。算出にあたっては、100円未満を切り捨てるものとする。ただし、コース内容が受講者の利益、趣味・教養の充足という面よりも行政目的を達成するためのものである場合は、受講料を免除とすることができる。(16板政企第99号「講座等の受講者負担の徹底について(通知)」による)

## 7 担 当

健康生きがい部 生涯活躍推進課

付 則

この要領は、決定の日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領の一部改正は、部長決定の日から施行する。

付 則

この要領の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要領の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要領の一部改正は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この要領の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。

別表1

事業名	実施回数	場所	定員・数量・受講料など
①シニア就労支援セミナー	2コース (1コースあたり 2回)	区施設等	40～65名(ただし、講座内容や会場の規模によって定員を変更する場合は、別途定める。)
②シニアの絵本読み聞かせ講座	2コース (1コースあたり 12回)		1コースあたり24名 (専門研究団体に委託して実施する。)

			受講料 6,000 円/1 期
③シニア社会参画・社会貢献ニュース	年 2 回	区施設等	38,000 部
④就労支援等連絡協議会	年 2 ～ 4 回程度	区施設	-
⑤シニア世代活動支援プロジェクト		区内全域	フレイル予防事業については、実施要領において別に定める。
⑥シニア世代地域入門体験講座	1 コース (1 コース 当たり 4 回)	区内全域	50 名 受講料 2,000 円を上限とする (「6 受講料の負担」内で)